

令和3年度2月 第11回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年2月25日(金) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	欠席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	欠席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
農政事業監	伊藤 晃一	書 記	深見 訓英
主 幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 4 0 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 4 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 4 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	報告第 4 0 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 4 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 4 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 4 3 号 賃借料情報について

議長

(あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は7人です。推進委員の林和夫委員及び久保田幸司委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和3年度2月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

13番 近藤 吉美 委員及び、14番 石原 勇 委員を指名します。

議長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長

日程第3 議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第40号につきまして説明いたします。

参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は北苅二反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

2番、3番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福苗代地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 5～10 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は 11～12 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂鎌蓋地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

6 番につきまして説明いたします。

参考資料は 13～31 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正地内の田、畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、2月24日に石原委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第40号につきまして、石原委員に現地確認を行っていただきましたが、石原委員から現地の状況について、報告願います。

石原委員 議案40号につきまして、現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び石原委員から説明・報告がありました、議案第40号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第40号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第40号は承認されました。

議長 日程第4 議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第41号につきまして説明いたします。

議案の4ページをご覧ください、参考資料は32～34ページです。

申請者は、議案のとおりとなっております、申請地は丹波川中地内の田で一般個人住宅への転用となっております。

申請者は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、所有地に住宅を建設する申請となっております。

なお、申請地にはすでにカーポートが建っており、始末書の添付とともに早急に撤去する旨の報告を受けております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、ガス管が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、2月22日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、2月24日には石原委員と現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第41号につきまして、石原委員に現地確認を行っていただきましたが、石原委員から現地の状況について、報告願います。

石原委員

議案41号につきまして、現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長

只今、事務局及び石原委員から説明・報告がありました、議案第41号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第41号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第41号は承認されました。

議 長

日程第5 議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説 明)

議案第42号1番につきまして説明いたします。

議案は5ページ、参考資料は35～37ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は伊福猿楽地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で、貸借権設定となっております。

譲受人は現在名古屋市中村区に本社を置き土木工事業を営んでいます。

現在本社の付近で借り受けている駐車場及び資材置場を、土地所有者の都合により返却しなければならなくなったため、新たに駐車場及び資材置場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

議案には、農地区分を第3種農地と表記いたしましたが、愛知県との現場確認の結果第2種農地と判断されましたので、農地区分を第2種農地と変更いたします。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は38～40ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋郷中地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は41～43ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田前並地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は現在津島市地内で夫が経営する自動車整備・販売業の仕事を手伝っています。

夫の業務拡大により譲受人が個人事業主として自動車管理業務を行うことになり、譲受人が管理する自動車を駐車するための駐車場を新たに設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は、第1種農地に区分されます。

業務上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は44～46ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町遠島南萱苅島地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。譲受人は現在あま市七宝町安松地内に本社を置き、居宅介護支援事業を営んでいます。

事業の拡大に伴い、従業員・事業用車両が増加し、既存の駐車場では対応しきれないため、新たに駐車場を設置する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

業務上必要な施設で集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は47～49ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は中橋宮前地内の田で、教育等施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は申請地南側で幼稚園を営んでいます。

現在使用している園舎の規模では入園希望者を受け入れることができないこと、また園舎自体も老朽化しているため、面積を増やした新たな園舎を建設するための申請となっております。

現在の園舎跡地については、運動場として使用し、入園者の増加に対応するとのことです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、ガス管が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、2月22日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、2月24日には石原委員と現地確認をさせていただいております。
どうぞよろしくお願いたします。

議 長 議案第42号につきまして、石原委員に現地確認を行っていただきましたが、石原委員から現地の状況について、報告願います。

石原委員 議案42号につきまして、現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び石原委員から説明・報告がありました、議案第42号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第42号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第42号は承認されました。

議 長 日程第6 報告第40号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第41号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第42号「農地法第18条第6項の規定による届出について」、報告第43号「賃借料情報について」を事務局から一括で報告願います。

事 務 局 (報 告)

議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第40号から報告第43号について、何かご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

議 長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦労様でした。

次回の農業委員会でございますが、3月30日（水）午前10時から
の予定です。よろしくお願いいたします。
最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 近藤 吉美

署名委員 石原 勇